

上津クリーンセンター不燃性粗大ごみ仮置場の管理運営

及び

運搬業務委託仕様書

久留米市環境部

上津クリーンセンター不燃性粗大ごみ仮置場の
管理運営及び運搬業務委託 仕様書

1. 業務概要

上津クリーンセンターでの不燃性粗大ごみの受入に伴う、仮置場における管理運営及び宮ノ陣クリーンセンターへの不燃性粗大ごみの運搬業務。

2. 業務場所

①管理運営場所(不燃性粗大ごみの受入場所)：上津クリーンセンター

②搬入場所：宮ノ陣クリーンセンター

3. 委託期間

契約締結日の翌日から令和5年1月31日まで

4. 開催日および業務時間 ※合計7回開催分

(1) 開催日

①令和4年9月～11月 (月1回開催)

令和4年9月5日(月)、10月3日(月)、11月7日(月)

②令和4年12月 (週1回開催)

令和4年12月5日(月)、12日(月)、19日(月)、26日(月)

(2) 業務時間

①仮置場及における管理運営業務

開催日の8:30～17:00

②仮置場から宮ノ陣クリーンセンターへの運搬業務(荷下ろし作業含む)

及びコンテナ回送(撤去)

開催日翌日(火曜)：9:00～16:00

開催日翌々日(水曜)：9:00～16:00

※コンテナの設置日及び時間については、別途協議すること。

開催当日8時30分までにコンテナ設置を完了すること。

5. 業務場所

受入れ箇所(仮置場)については、別紙1「上津クリーンセンター配置図」のとおりとし、搬入先については、別紙2「宮ノ陣クリーンセンター配置図」とする。

※上津クリーンセンターの仮置場の場所が諸事情により変更する場合は、市が別途指示する。

6. 業務内容

(1) 仮置場管理運営等

- ・搬入者に対し、不燃性粗大ごみ（金属製粗大ごみを含む）については、搬入条件を満たすものか否か確認し、条件を満たすものは、荷卸ろし箇所を指示し、搬入対象外のものについて持ち帰ってもらう。
- ・搬入された不燃性粗大ごみのうち、コード類があるものについては切断し、市が指定する箇所に保管する。

【搬入条件】

2 m×1 m×0.6 m 以下かつ、指定袋に入らないサイズのもの

(例：自転車、ストーブ、ブラインド、電子レンジ、掃除機、扇風機、大型水槽等)

- ・コンテナ 8m³ を 3 台、コンテナ (4 m³～8 m³) を 2 台設置し、小金属、金属製粗大、不燃粗大、不燃物、を仕分けする。(運搬時の交換用 8 m³コンテナ別途 1 台用意)
- ・分別方法については別紙「ごみ分別一覧」に定める。

表 1 分別種類、準備するコンテナの大きさ

分別種類	準備するコンテナ
小金属	4 m ³ ～8 m ³
金属粗大①	8 m ³
金属粗大②	8 m ³
不燃粗大	8 m ³
不燃物	4 m ³ ～8 m ³

※小型家電については市で準備したコンテナを設置し、搬出する。

(2) コンテナ運搬業務(設置・運搬・回送(撤去含む))

- ・開催当日 8 時 30 分までに、市が指定する箇所にコンテナを設置すること。
- ・宮ノ陣クリーンセンター場内の走行およびプラットホーム内での荷卸し作業等については、現地従業員の指示に従うこと。
※一部の廃棄物については、手作業での荷下ろしが必要(別紙 3「ごみ分別一覧」参照)。
※宮ノ陣クリーンセンターの受入基準に適合した状態で搬出すること。
- ・運搬する際は、飛散・落下防止の措置を講じること。
- ・開催毎に、コンテナを撤去し、撤去後、現状復帰すること。
ただし、12月の開催分については、開催毎にコンテナを撤去せず、12月26日の開催分終了後、12月28日までに撤去し、現状復帰すること。

7. 提出書類

- (1) 業務完了届
- (2) 作業日報

当日の従事者名簿や管理写真(コンテナ設置状況及び当日の仮置場の状況など)を含む。

- (4) 運搬台数、運搬重量等に係る管理簿
- (5) その他必要な書類

8. 労働安全衛生等

(1) 関係法令等の遵守

本業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、常に事故の未然防止を心がけるなど安全作業に努めること。

(2) 熱中症の予防

作業にあたっては、十分に熱中症予防の対策を行い作業員の安全を確保すること。

9. その他

- ・「廃棄物の処理および清掃に関する法律」および関係法令を遵守すること。
- ・業務上知り得た個人情報、外部に漏らしたり、他の目的に使用しないこと。
- ・使用する重機および車両については、油漏れ等の故障や事故のないよう適切に管理すること。
- ・本業務を確実にかつ適正に履行するため発注者と受注者が協力するものとし、疑義が生じた場合は発注者と受注者が協議のうえ決定する。

10. 暴力団排除に関する事項

(1) 請負者は、当該業務の施行に当たって次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- イ) 暴力団から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに報告するとともに、所轄の警察に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- ロ) 暴力団から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、その旨を速やかに報告するとともに、所轄の警察に被害届を提出すること。
- ハ) 排除対策を講じたにもかかわらず、業務に遅れが生じるおそれがある場合は、速やかに工程に関する協議を行なうこと。

(2) 暴力団排除に係わる下請け契約に関する事項

- イ) 下請契約(二次以降の下請契約を含む)の相手として暴力団等と関係のある業者を選定してはならない。なお違反した場合、指名停止措置および下請契約の解除を求める場合もある。
- ロ) 下請契約を締結するときは、請負者は、下請負人から「誓約書(下請負人用)」を提出させ、その写しを提出すること。